

千葉県の

最低賃金



最低賃金制度のマスコット チェックマン

◆千葉県最低賃金

令和6年10月1日から

時間額 **1,076** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

鉄 鋼 業	時間額 1,147 円	令和6年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	時間額 1,105 円	令和6年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

上記のほか次の5業種の特定最低賃金においては、令和6年度は改正がありません。
このため、令和6年10月1日からは、千葉県最低賃金(1,076円)が適用されます。

- ①「調味料製造業」 ②「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」 ③「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業」 ④「各種商品小売業」 ⑤「自動車(新車)小売業」

最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

あなたの賃金は
大丈夫?



最低賃金特設サイト



業務改善助成金



千葉労働局ホームページ



管理システム導入、機械や車の購入、教育訓練など色んな設備投資に利用可能だよ。
最大 600 万円まで助成があるんだ。

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600 万円を
助成

【お問い合わせ】

最低賃金: 千葉労働局賃金室 ☎043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金: 業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 へ